

令和8年度 家庭用蓄電池導入支援 補助制度のご案内



募集期間

令和 8年 4月 1日（水） から
令和 9年 2月 26日（金） まで

1. 補助の概要

(1) 趣旨

一般財団法人淡路島くこつみ協会では、太陽光発電の自家消費対策として家庭用蓄電池の導入を促進し、淡路島内でのエネルギーの地産地消を図り、あわじ環境未来島構想を推進するため、蓄電システムを導入する島民に対して設備費用の一部補助を行います。

(2) 補助対象者

以下①～③に該当すること

- ① 淡路島内において、申請者が常時居住する又は居住予定の、太陽光発電設備を備える住宅に、下記(3)補助対象機器を導入する個人のみとする(店舗・事務所等との併用住宅は除く)
- ② (対象設備に係る)兵庫県の他の補助金交付を受けようとする場合は、この補助申請を行うことができない
- ③ 過去を含め、本事業において補助金の交付決定を受けたことがある者は補助申請を行うことができない。

(3) 補助対象機器

以下①および②に該当すること

- ① 蓄電システム(蓄電池部、電力変換装置)のうち国が令和7年度以降実施する補助事業における補助対象システムとして、パッケージ型番が登録されているもの
【参照】一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)
URL : <https://zehweb.jp/registration/battery/>
- ② 補助対象機器は、未使用品に限るものとする

2. 補助の内容・金額

(1) 補助金の額

蓄電容量 1kWh あたり 1.5 万円（上限 15 万円）

千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする

(2) 補助件数

約 34 件（蓄電容量 10.4kWh を想定した場合の申請上限件数）

※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

※同日に複数の申請書の提出があった場合は、引き受け時刻をもって先着順を決定します。

ただし提出された申請書に不備があった場合は、順番が繰り下がることもあります。
また、申請者本人以外の方が代理となって、複数の申請書を同時に提出される場合は、代理の方が申請者本人から引き受けた時刻をもとに順番をお知らせください。

3. 補助の申請

(1) 申請期間

令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）まで

(2) 申請方法

補助金の申請者は、**必ず蓄電システム設置までに**下記書類を「7. 書類の提出・問い合わせ先」まで提出すること。

（FAX、E-mail 等での申請は受付できませんので、ご了承ください）

- ・【様式第1号】家庭用蓄電池導入支援補助金交付申請書
 - ※氏名は自署または記名押印してください。
- ・（別記）設置予定機器一覧表（住宅位置図、住宅現況写真等の添付）
- ・その他協会が必要と認めるもの

4. 実績報告

補助事業完了後 30 日以内又は令和9年3月26日(金)のいずれか早い日までに 下記書類を提出すること。期限内に補助金実績報告書の提出がない場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

※補助事業完了とは、補助事業にかかる工事及び工事代金の支払いが完了し、蓄電システムが利用可能な状態となったことをいいます。

・【様式第8号】家庭用蓄電池導入支援補助金実績報告書

※氏名は自署または記名押印してください。

・(別記)設置機器リスト兼領収内訳書(※販売設置業者が作成)

・補助対象機器が含まれる領収書の写し(ローン支払いの場合は、ローン契約書の写し)

・補助対象機器の設置が確認できる写真(*1・*2)

*1 蓄電池ユニットの設置予定場所と設置完了場所の位置関係が確認できること
設置完了場所の写真は、申請時に提出の「設置予定場所」の写真と同様の画角で撮影すること
設置場所を変更した場合、変更後の設置場所の設置前写真を併せて提出すること

*2 補助対象機器の型番又は製造番号(銘板)が確認できること

・債権者登録書及び通帳の写し

・その他協会が必要と認めるもの

5. 補助金の支払い

実績報告書類の審査や必要に応じて行う現地調査等により本補助金交付要綱の規定に適合すると認められるときは、【様式第10号】家庭用蓄電池導入支援補助金交付請求書により、指定された口座へ振り込むこととする。※氏名は自署または記名押印してください。

交付決定額からの変更がない(補助対象機器の変更がない)場合は、請求書を実績報告書と併せて提出していただいて差し支えありません。

6. 財産処分の制限期間

補助事業により取得した蓄電システムは6年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（1965年（昭和40年）大蔵省令第15号）に定める年数）処分することはできません。やむを得ず処分しようとする場合は、協会の事前承諾を得る必要があります。

※処分…目的外の使用、譲渡、交換、貸付、使用の本拠の変更、担保に供すること

7. 書類の提出・問い合わせ先

（一財）淡路島くにうみ協会 地域振興課 蓄電池導入補助金担当

【住所】 〒656-0021

洲本市塩屋2丁目4番5号

兵庫県洲本総合庁舎（兵庫県淡路県民局 県民躍動室 県民課内）

【TEL】 0799-26-3480 【FAX】 0799-24-6934

【E-mail】 Awajikem@pref.hyogo.lg.jp

- 淡路島くにうみ協会 HP <http://www.kuniumi.or.jp/>
- 兵庫県淡路県民局 HP <https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/awaji/index.html>
- あわじ環境未来島 HP <https://www.awaji-kankyomiraijima.jp>

※各種申請様式を掲載しています。

補助金申請のながれ

【様式第1号】家庭用蓄電池導入支援 補助金交付申請書
(別記) 設置予定機器一覧表

家庭用蓄電池導入支援補助金交付決定通知書 【様式第2号】
又は
家庭用蓄電池導入支援補助金不交付決定通知書 【様式第3号】

補助事業完了後

申請者

【様式第8号】家庭用蓄電池導入支援補助金実績報告書
(別記) 設置機器リスト兼領収内訳書
補助対象機器が含まれる領収書の写し
補助対象機器の設置が確認できる写真
債権者登録書及び通帳の写し

【様式第10号】家庭用蓄電池導入支援補助金交付請求書
※ 補助金額に変更がない場合は事前に提出可能

家庭用蓄電池導入支援補助金交付額確定通知書【様式第9号】
※ 【様式第2号】で交付した補助金額から変更がない場合は省略

【様式第10号】家庭用蓄電池導入支援補助金交付請求書
※ 補助金額に変更がない場合は【様式第8号】と併せて事前に提出可能

指定口座へ補助金の振込み

協会